

4 文科高第 1 7 1 5 号
令和 5 年 2 月 2 0 日

各 国 立 大 学 法 人 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律等の施行について
(通知)

この度、第 210 回国会において「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 94 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 5 年 2 月 20 日から施行されました。（別添 1）

また、改正法に伴い、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令」（令和 5 年政令第 12 号）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令」（令和 5 年文部科学省令第 4 号）についても、令和 5 年 2 月 20 日から施行されました。（別添 2 及び別添 3）

本改正法は、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の業務に、文部科学大臣が定める基本指針に基づき大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金を交付する業務を追加し、併せて当該業務に要する費用に充てるための基金を設けるものであります。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただきますようお願いいたします。

今後、文部科学省において、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号。以下「機構法」という。）第 16 条の 2 に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針を策定し、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野等を示す予定ですので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

第1 改正の概要

1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和4年法律第94号）

（1）機構の目的及び業務の追加

- ① 機構の目的に、（2）の①の基本指針に基づいて学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他組織の変更に關する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを追加すること。（第3条第2項關係）
- ② 機構の業務に、（2）の①の基本指針に定める分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付することを追加すること。（第16条第2項關係）

（2）助成業務の実施に關する基本指針及び方針の策定（第16条の2及び第16条の3關係）

- ① 文部科学大臣は、（1）の②の業務（以下「助成業務」という。）の実施に關する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとする。
- ② 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議會等で政令で定めるものの意見を聴かななければならないものとする。
- ③ 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に關する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

（3）基金の設置（第16条の4關係）

- ① 機構は、助成業務及びこれに附帶する業務（以下「助成業務等」という。）に要する費用に充てるために基金を設け、②により交付を受けた補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。
- ② 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができるものとする。

（4）国会への報告等（第16条の5關係）

- ① 機構は、毎事業年度、助成業務等に關する報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないものとする。
- ② 文部科学大臣は、①の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとする。

（5）機構は、助成業務等については、經理を区分し、勘定を設けて整理しなければなら

ないものとする。こと。(第 17 条関係)

(6) 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。こと。(第 23 条関係)

(7) 基金の運用について準用する独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 47 条の規定に違反して基金を運用した機構の役員は、20 万円以下の過料に処するものとする。こと。(第 27 条関係)

(8) その他所要の改正を行う。こと。

2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 12 号)

機構法第 16 条の 2 第 3 項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。こと。

3 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令(令和 5 年文部科学省令第 4 号)

(1) 機構に係る独立行政法人通則法第 28 条第 2 項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項に、助成業務に関する事項を追加すること。(第 1 条の 4 関係)

(2) 機構は、機構法第 17 条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができるものとする。こと。(第 14 条の 2 関係)

(3) 機構法第 16 条第 2 項第 1 号に規定する文部科学省令で定める組織の変更は、以下のものとする。こと。(第 18 条関係)

ア 大学の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更

イ 大学の学部、学科、研究科及び専攻並びに高等専門学校の学科の収容定員の増加

ウ 大学の学科及び専攻並びに高等専門学校の学科に設定される履修上の区分に係る変更(ア及びイに掲げるものを除く。)

(4) 機構法第 16 条の 3 第 2 項に規定する助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものは、助成業務の実施体制その他の事項とする。こと。(第 19 条関係)

第 2 施行期日

(1) 本施行通知に係る法律、政令及び省令については、令和 5 年 2 月 20 日から施行すること。ただし、(2) の規定は、改正法の公布の日(令和 4 年 12 月 9 日)から施行

すること。(改正法附則第1項関係)

- (2) 文部科学大臣は、基本指針を定めるために、改正法の施行の日前においても、政令で定める審議会等の意見を聴き、及び財務大臣に協議することができるものとする
こと。(改正法附則第2項関係)

第3 留意事項

今後、文部科学省において、機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針を速やかに策定し、以下の事項について定めること。

ア 大学及び高等専門学校における修学の状況、社会経済情勢の変化、技術開発の動向その他の事情を踏まえ、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野

イ 助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法に関する基本的な事項

ウ 助成金の交付の方法に関する基本的な事項

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局専門教育課

電話 03-5253-4111 (内線：2501)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律要綱

一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

1 機構の目的及び業務の追加

- (一) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の目的に、
2の（一）の基本指針に基づいて学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校学科をいう。以下同じ。）の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを追加すること。
(第三条第二項関係)
- (二) 機構の業務に、2の（一）の基本指針に定める分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付することを追加すること。
(第十六条第二項関係)

2 助成業務の実施に関する基本指針及び方針の策定

(第十六条の二及び第十六条の三関係)

- (一) 文部科学大臣は、1の（二）の業務（以下「助成業務」という。）の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとする
こと。
- (二) 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等
政令で定めるものの意見を聴かなければならないものとする。
- (三) 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」
という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。
実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

3 基金の設置

(第十六条の四関係)

- (一) 機構は、助成業務及びこれに附随する業務（以下「助成業務等」という。）に要
する費用に充てるために基金を設け、(二)により交付を受けた補助金の金額及び
基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相
当する金額をもってこれに充てるものとする。
- (二) 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補
助することができるものとする。

4 国会への報告等

(第十六条の五関係)

- (一) 機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提
出しなければならないものとする。
- (二) 文部科学大臣は、(一)の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、
国会に報告しなければならないものとする。

- 5 機構は、助成業務等については、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとする。 (第十七条関係)
- 6 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。 (第二十三条関係)
- 7 基金の運用について準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条の規定に違反して基金を運用した機構の役員は、二十万円以下の過料に処するものとする。 (第二十七条関係)
- 8 その他所要の改正を行うこと。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、2の規定は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一項関係)
- 2 文部科学大臣は、基本指針を定めるために、この法律の施行の日前においても、一の2の（二）の政令で定める審議会等の意見を聴き、及び財務大臣に協議することができるものとする。 (附則第二項関係)
- 3 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第三項関係)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する」及び「及び附則第十三条第一項第一号」を削り、「第十六条第一項第二号において」を「同号において」に、「学校教育法第百四条第七項」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 機構は、前項に規定するもののほか、文部科学大臣が定める第十六条の二第一項に規定する基本指針に基づいて学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他組織の変更に關する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを目的とする。

第十条中「、あらかじめ」を削る。

第十六条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同項第二号中「次条及び」を削り、同項第三号

中「以下」を「第十八条第四項において」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次条第一項に規定する基本指針に基づき、大学若しくは高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者に対し、同条第二項第一号に規定する分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更（以下「設置等」という。）に必要な資金に充てるための助成金（以下「助成金」という。）を交付すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十六条の次に次の四条を加える。

（助成業務の実施に関する基本指針）

第十六条の二 文部科学大臣は、前条第二項第一号に掲げる業務（次条第一項及び第二項において「助成業務」という。）の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大学及び高等専門学校における修学の状況、社会経済情勢の変化、技術開発の動向その他の事情を踏まえ、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野

二 助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法に関する基本的な事項

三 助成金の交付の方法に関する基本的な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、その基本指針を公表しなければならない。
（助成業務の実施に関する方針）

第十六条の三 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下この条において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするとき

も、同様とする。

2 実施方針には、助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法、助成金の交付の方法その他助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものを定めるものとする。

3 文部科学大臣は、実施方針の内容が基本指針に適合するときは、認可するものとする。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

(基金)

第十六条の四 機構は、第十六条第二項に規定する業務（以下「助成業務等」という。）に要する費用に充てるために基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の基金（以下この条及び第二十七条第三号において「基金」という。）の運用によつて生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契

約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(国会への報告等)

第十六条の五 機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第十七条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と」を「次に掲げる業務ごとに経理を」に、「特別の」を「それぞれ」に改め、「(次条において「施設整備勘定」という。)」を削り、同条に次の各号を加える。

一 第十六条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 助成業務等

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第十八条第一項中「施設整備勘定以外の一般の」を「助成業務等及び前条第三号に掲げる業務に係るそれ
ぞれの」に、「第十六条に規定する業務のうち同条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附
帯する業務以外の」を「助成業務等及び前条第三号に掲げる」に改め、同条第三項中「施設整備勘定」を
「前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項において「施設整備勘定」という。）」に改める。

第二十二条中「資金」の下に「及び同条第二項第一号の規定により機構が交付する助成金」を加える。

第二十三条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 基本指針を定め、又は変更しようとするとき。

第二十七条第二号を削り、同条第三号中「第十九条第一項」を「第十六条の三第一項、第十九条第一項」
に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。

三 第十六条の四第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

四 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を
受けなかったとき。

附則第十三条第一項第一号中「国立大学法人から」を「第三条第一項に規定する国立大学法人から」に改

め、同項第二号中「承継債務償還及び」の下に「第十六条第一項第三号に規定する」を加え、同条第四項中「第十七条」を「第十七条第一号」に、「施設費貸付事業及び施設費交付事業」を「附帯する業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 文部科学大臣は、改正後の第十六条の二第一項に規定する基本指針を定めるために、この法律の施行の日前においても、同条第三項及び改正後の第二十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、同項の政令で定める審議会等の意見を聴き、及び財務大臣に協議することができる。

（国立大学法人法の一部改正）

3 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項及び第二項中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。

理 由

中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構について、文部科学大臣が定める基本指針に基づき大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金を交付する業務を追加するとともに、当該業務に要する費用に充てるための基金を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）	1
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	12

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
（機構の目的） 第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。））、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。同号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第三号及び第六号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u>第百四条第七項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、	（機構の目的） 第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u>第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。））、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第三号及び第六号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、<u>学校教育法第百四条第七項の規定による学位の授与を行うことにより、高等</u>

もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、文部科学大臣が定める第十六条の二第一項に規定する基本指針に基づいて学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他の組織の変更に關する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを目的とする。

（機構長の任命）

第十条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により機構長を任命しようとするときは、第十四条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 （略）

教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（新設）

（機構長の任命）

第十条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、第十四条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 （略）

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（第十九条第一項において「施設費貸付事業」という。）を行うこと。

三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（第十八条第四項において「施設費交付事業」という。）を行うこと。

四〇八 （略）

2 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次条第一項に規定する基本指針に基づき、大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対し、同条第二項第一号に規定する分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更（以下「設置等」という。）に必要な資金に充てるための助成金（以下「助成金」という。）を交付すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第一項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項及び次

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（次条及び第十九条第一項において「施設費貸付事業」という。）を行うこと。

三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。

四〇八 （略）

（新設）

2 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第一項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項及び次

項において「評価委員会」という。）から第一項第一号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表するものとする。

4・5 (略)

(助成業務の実施に関する基本指針)

第十六条の二 文部科学大臣は、前条第二項第一号に掲げる業務（次条第一項及び第二項において「助成業務」という。）の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大学及び高等専門学校における修学の状況、社会経済情勢の変化、技術開発の動向その他の事情を踏まえ、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野

二 助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法に関する基本的な事項

三 助成金の交付の方法に関する基本的な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しよう

項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表するものとする。

3・4 (略)

(新設)

とするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、その基本指針を公表しなければならない。

（助成業務の実施に関する方針）

第十六条の三 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下この条において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

2 実施方針には、助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法、助成金の交付の方法その他助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものを定めるものとする。

3 文部科学大臣は、実施方針の内容が基本指針に適合するときは、認可するものとする。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

（基金）

（新設）

第十六条の四 機構は、第十六条第二項に規定する業務（以下「助成業務等」という。）に要する費用に充てるために基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 前項の基金（以下この条及び第二十七条第三号において「基金」という。）の運用によつて生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

（国会への報告等）

第十六条の五 機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（新設）

（新設）

ない。

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十六条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 助成業務等

三 前二号に掲げる業務以外の業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、助成業務等及び前条第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の

(区分経理)

第十七条 機構は、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「施設整備勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更

認可を受けたときは、その変更後のもの」の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における助成業務等及び前条第三号に掲げる業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項において「施設整備勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金及び同条第二項第一号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二十一条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第

後のもの」の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十六条に規定する業務のうち同条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 施設整備勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二十一条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三

二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第二十三条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 基本指針を定め、又は変更しようとするとき。
- 二・三 (略)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- (削る)

二 第十六条の三第一項、第十九条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一条の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第二十三条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- (新設)
- 一・二 (略)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)

二 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第十九条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一条の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三 第十六条の四第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

四 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

（機構の業務に関する特例等）

第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により第三条第一項に規定する国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。次号において「旧センター法」という。）附則第八条第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものをいう。）の償還及び当該承継債務に係る利子の支払（以下この条において「承継債務償還」という。）を行うこと。

（新設）

（新設）

附 則

（機構の業務に関する特例等）

第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。次号において「旧センター法」という。）附則第八条第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものをいう。）の償還及び当該承継債務に係る利子の支払（以下この条において「承継債務償還」という。）を行うこと。

二 承継債務償還及び第十六条第一項第三号に規定する施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八条第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

2・3 (略)

4 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十条七条第一号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第十三条第一項に規定する業務」と、第二十七条第一号中「第十六条」とあるのは「第十六条及び附則第十三条第一項」とする。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八条第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

2・3 (略)

4 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十条七条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第十三条第一項に規定する業務」と、第二十七条第一号中「第十六条」とあるのは「第十六条及び附則第十三条第一項」とする。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

改正後	現行
第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）<u>第十六条第三項</u>の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。 2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法<u>第十六条第三項</u>の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。 3 5 (略)	第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）<u>第十六条第二項</u>の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。 2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法<u>第十六条第二項</u>の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。 3 5 (略)

（傍線部分は改正部分）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律 参照条文 目次

○	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）	1
○	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	3
○	学校教育法（昭和二十二年法律第百二十六号）（抄）	4
○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）	4
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）	5
○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（抄）	5

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。））、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第三号及び第六号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第百四条第七項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（機構長の任命）

第十条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、第十四条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。

（評議員会）

第十四条 機構に、評議員会を置く。

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（次条及び第十九条第一項において「施設費貸付事業」という。）を行うこと。

三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。

四 学校教育法第百四条第七項の規定により、学位を授与すること。

五 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

六 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと。

七 次に掲げる情報の収集、整理及び提供を行うこと。

イ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報

ロ 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報

ハ 大学における各種の学習の機会に関する情報

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第一項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項及び次項において「評価委員会」という。）から前項第

一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表するものとする。

3 機構は、国立大学法人法第三十一条の第三第二項の規定による評価委員会からの要請があつた場合には、当該国立大学に係る学校教育法第九十二条に規定する認証評価の結果を踏まえて前項の規定による評価を行うものとする。

4 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(区分経理)

第十七条 機構は、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「施設整備勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十六条に規定する業務のうち同条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

3 施設整備勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4 機構は、施設整備勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の施設費交付事業の財源に充てなければならない。

(長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券)

第十九条 機構は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

5 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

(償還計画)

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十二條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第二十三条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

二 第十九条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一条の規定による認可をしようとするとき。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第十九条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一条の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

附 則

（機構の業務に関する特例等）

第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。次号において「旧センター法」という。）附則第八条第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものをいう。）の償還及び当該承継債務に係る利子の支払（以下この条において「承継債務償還」という。）を行うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八条第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

4 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十七条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第十三条第一項に規定する業務」と、第二十七条第一号中「第十六条」とあるのは「第十六条及び附則第十三条第一項」とする。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等）

第三十一条の二 国立大学法人等は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わな

なければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

附 則

（機構の債務の負担等）

第十二条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、機構に対し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務（第三項において単に「承継債務」という。）のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めらる者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

第百九条

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（役員の任命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
（中期目標）

第二十九条

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
（中期計画）

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号の剰余金の使途に充てることができる。

（余剰金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

七 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助

金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けらるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであってはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取引げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。
（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（適用除外）

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令要綱

一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部改正

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とすること。（本則関係）

二 施行期日等

- 1 この政令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）の施行の日（令和五年二月二十日）から施行すること。
（附則第一項関係）
- 2 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）及び中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）について所要の規定の整備を行うこと。
（附則第二項及び第三項関係）

政令第十二号

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）第十六条の二第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）の施行の日（令和五年二月二十日）から施行する。

（文部科学省組織令の一部改正）

2 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第五号中「（昭和二十四年法律第四百十七号）」の下に「、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項」を加える。

（中央教育審議会令の一部改正）

3 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表大学分科会の項第二号中「学校教育法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法」に改める。

理 由

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二第三項の審議会等を定める必要があるからである。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）	．．．．．	1
○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）	．．．．．	2
○中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）	．．．．．	3

改 正 後	現 行
（審議会等で政令で定めるもの） 第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）第十六条の二第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。 （借換えの対象となる長期借入金又は債券等） 第一条の二 法第十九条第二項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により施設費貸付事業に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十九条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。	（新設） 第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）第十九条第二項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により施設費貸付事業に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十九条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

改 正 後	現 行
（中央教育審議会） 第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）、<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）</u>第十六条の二第三項、学校教育法及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。 六 （略） 2 （略）	（中央教育審議会） 第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）、学校教育法及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。 六 （略） 2 （略）

改 正 後		現 行	
（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
2 6 （略）	名称 （略）	名称 （略）	所掌事務
	大学分科会 一 （略） 二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 （略）	大学分科会 一 （略） 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 （略）	

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令 参照条文 目次

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）（抄）	1
○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）	1
○ 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（抄）	1
○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）による改正後）（抄）	2

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）（抄）
（借換えの対象となる長期借入金又は債券等）

第一条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（以下「法」という。）第十九条第二項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により施設費貸付事業に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十九条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は債券の償還期間）

第二条 法第十九条第一項の規定による長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の使途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならない。

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）
（中央教育審議会）

第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）、学校教育法及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

○ 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（抄）
（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	（略）
大学分科会	二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）による改正後）（抄）
（助成業務の実施に関する基本指針）

第十六条の二

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券）

第十九条 機構は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

○文部科学省令第四号

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項第一号及び第十六条の三第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十日

文部科学大臣 永岡 桂子

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(業務方法書に記載すべき事項) 第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一〇七 (略) 八 機構法第十六条第二項第一号に規定する助成金の交付に関する事項 九 機構法第十六条第三項に規定する評価に関する事項 十〇十二 (略) (勘定区分) 第十四条の二 機構は、機構法第十七条の規定により区分して経理する場合において、同条第一号に掲げる業務に係る機構の運営に必要な経費は、同条第三号に掲げる業務に係る勘定において一括して経理するものとする。 2 機構は、前項に規定するほか、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。 (機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める組織の変更) 第十八条 機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省	(業務方法書に記載すべき事項) 第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一〇七 (略) 「号を加える。」 八 機構法第十六条第二項に規定する評価に関する事項 九〇十一 (略) (勘定区分) 第十四条の二 機構は、機構法第十七条の規定により区分して経理する場合において、機構の運営に必要な経費は、施設整備勘定以外の一般の勘定において一括して経理するものとする。 「項を加える。」 「条を加える。」

令で定める組織の変更は、次に掲げるものとする。 一 大学の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更 二 大学の学部、学科、研究科及び専攻並びに高等専門学校 の学科の収容定員の増加 三 大学の学科及び専攻並びに高等専門学校 の学科に設定される履修上の区分に係る変更（前二号に掲げるものを除く。） （機構法第十六条の三第二項に規定する文部科学省令で定める事項） 第十九条 機構法第十六条の三第二項に規定する助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものは、同法第十六条第二項第一号に規定する業務の実施体制その他の事項とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）の施行の日（令和五年二月二十日）から施行する。